

2022年5月12日

各 位

会 社 名：株式会社 J B イレブン  
代表者名：代表取締役社長 新 美 司  
(コード番号：3066 名証メイン市場)  
問 合 せ 先：執 行 役 員 黒 田 博 司  
電 話 番 号：052-629-1100

## 委任型執行役員制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、委任型執行役員制度の導入を決議しました。また、「定款一部変更の件」を2022年6月27日開催予定の第41期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本件の取締役および執行役員の異動等につきましては、2022年6月27日開催予定の第41期定時株主総会および同総会終了後の臨時取締役会を経て正式に決定される予定です。

## 記

### 1. 委任型執行役員制度の導入

#### (1) 制度導入の目的

当社は従前より従業員の身分を有した雇用型執行役員制度を導入していますが、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の観点から、経営に関する意思決定および監督機能と業務執行機能の分離を推進し、執行役員の高い独立性と業務執行機能の強化を図ることを目的として、委任型執行役員制度を導入するものです。なお、従来の雇用型執行役員制度は廃止します。

#### (2) 制度の主な概要

- ① 執行役員の選任および解任は取締役会の決議によるものとする。
- ② 執行役員は、取締役会の決定に基づいて、業務執行を分担する。
- ③ 執行役員の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の日までとする。

#### (3) 制度の導入予定日

2022年6月27日

### 2. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

##### ① 委任型執行役員制度導入に係る変更

委任型執行役員制度の導入に伴い、執行役員に関する規定の新設および取締役における役付の地位を一部削除し、執行役員に移管するものです。

##### ② 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるために変更するものです。

##### ③ 株主総会の招集に係る変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)が認められたため、株主総会の開催方法を選択可能とし、総会開催リスクを軽減するものです。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第10条 (条文省略)	第1条～第10条 (現行どおり)
第11条 (招集) 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 (新設)	第11条 (招集) 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 <u>② 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
第14条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)	_____(削除)_____  第14条 <u>(電子提供措置等)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当社は、電子情報措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第15条～第16条 (条文省略)	第15条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役、取締役会および執行役員
第17条～第19条 (条文省略)	第17条～第19条 (現行どおり)
第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u> を定めることができる。	第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名</u> を定めることができる。

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第21条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条 (執行役員)</p> <p><u>取締役会は、その決議によって執行役員を選定し、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、執行役員の中から、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員および上席執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第22条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p><u>定款第11条(招集)の変更は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p> <p>第2条 (電子提供措置に関する経過措置)</p> <p><u>定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月27日(月)

定款変更の効力発生日 2022年6月27日(月)

以 上